

鈴鹿市余裕期間設定工事試行要領

Q&A

令和 8 年 4 月

技術監理契約課

1 余裕期間制度の運用にかかるもの

Q1-1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

余裕期間とは、契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

なお、鈴鹿市が発注する工事の余裕期間は 180 日を超えない範囲内で設定します。

Q1-2 発注者指定方式と任意着手方式とは何ですか。

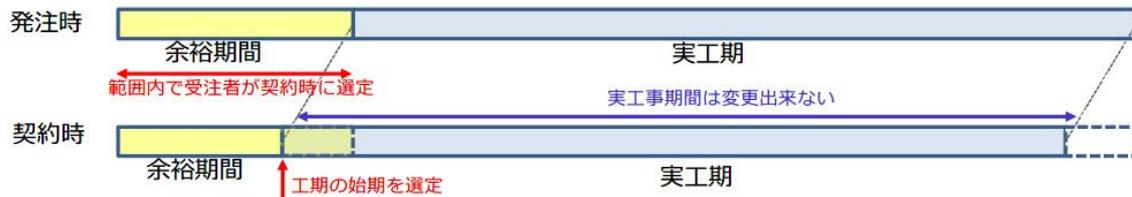
発注者指定方式とは、発注者があらかじめ工事着手日を指定する方式をいいます。

任意着手方式とは、着手期限までの余裕期間内で受注者が工事着手日を選択できる方式をいいます。

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



Q1-3 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと（契約締結日を工事着手日とすること）はできますか。

発注者指定方式では、契約締結日を工事着手日にできません。

任意着手方式では、発注者が示した工事着手期限日までの間で受注者が任意に工事着手日を設定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。この場合においては、通常の工事と同様の契約手続きを行います。

Q1-4 発注者指定方式において、契約締結後に受注者側の都合により、工事着手日を変更することは可能ですか。

契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、契約約款に基づき、受発注者協議による合意のうえ、工事着手日を変更することは可能です。この場合、契約工期の変更が必要となります。

Q1-5 実工期は変更できないとなっていますが、通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工事着手日後に工事の工期末日を変更することは

可能ですか。

実工期については一般的な工事と同様、変更の対象となります。

2 余裕期間中にできること

Q2-1 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A2-1 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任において行うことができますが、主任（監理）技術者の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・発注者（監督員を含む）との協議^{※1}（余裕期間内にできる作業・契約に関する調整等の打合せに限る）
- ・労働者の確保（下請業者との契約を含む（ただし、契約工期は実工期内になっていること））
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・現場の下見
- ・工事看板等の作成
- ・工事関係書類、各種申請書類の作成

【余裕期間内にできない作業の例＝準備期間中の作業に該当するもの】

- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・仮設事務所等の仮設物の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・工場製作
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木の伐採、除草
- ・現場への資機材の搬入
- ・道路管理者、関係官公庁担当者との協議
- ・架空線、埋設物管理者との協議
- ・近隣住民（自治会、学校、企業等を含む）等との立会い
- ・工事のお知らせの配布
- ・着工前写真の撮影
- ・工事関係書類、各種申請書類の提出

※1 設計 CAD データ等の施工に必要な資料は余裕期間内に提供することが可能です。

Q2-2 余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらない下見は可能です。
工事の準備行為に当たらない現場の下見については、発注者と相談してください。

Q2-3 余裕期間内に行える関係者との協議と、行えない関係者との協議の違いは何ですか。

労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備など、余裕期間内に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、余裕期間内にできない作業の例に関係する協議については、工事着手後に行う必要があります。

Q2-4 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

できます。(ただし、契約工期は実工期内になっていること)

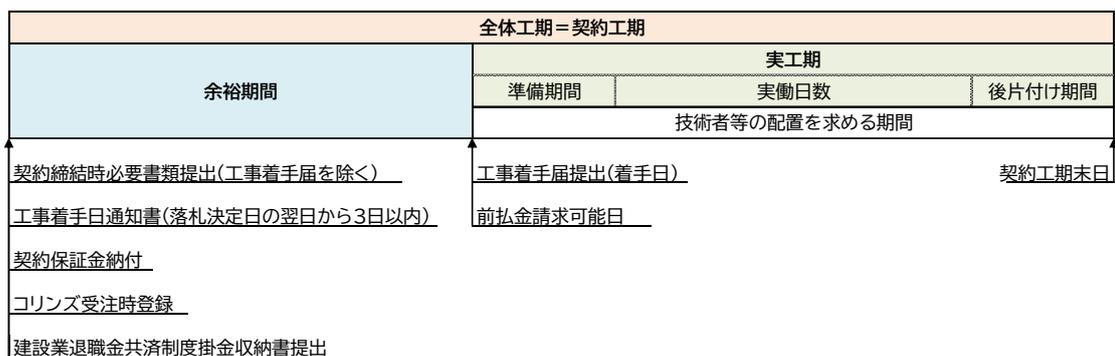
Q2-5 余裕期間中の現場管理は、誰が行いますか。

余裕期間中の現場管理は発注者が行います。

Q2-6 余裕期間と準備期間の関係は。

余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものであり、実工期には含まれない期間です。

一方、準備期間は実工期の一部であり、工種区分等を踏まえて設定します。具体的な余裕期間と準備期間等の関係は下図をご参照ください。



3 配置予定技術者の取扱い

Q3-1 主任（監理）技術者と現場代理人は、いつ配置しなければいけませんか。

余裕期間内は、工事着手前であるため、主任（監理）技術者及び現場代理人（以下、「技術者等」という。）の配置を要しません。技術者等の配置は、工事着手日から必要となります。

Q3-2 当該工事が主任（監理）技術者の専任を要する工事である場合、主任（監理）技術者と

して通知した者は余裕期間中に他の工事に従事できますか。また、当該工事の現場代理人として通知した者は、余裕期間中に他の工事に従事することができますか。

主任（監理）技術者については、当該工事と他の工事の一方または両方の工事が専任を要する場合であっても、余裕期間中は主任（監理）技術者の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。

また、余裕期間中は現場代理人の配置も要しませんので、他の工事に従事することができます。

Q3-3 受注している工事の完成を見込んで余裕期間設定工事を契約した場合で、万が一、前の工事が予定どおり完成せず、通知した技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合は、どうなりますか。

余裕期間設定工事では、契約締結日から工事着手日前であれば技術者の配置は不要ですが、工事着手日以降は技術者等の配置が必要です。

ただし、配置予定者が工事着手日前に従事していた工事の不可抗力による遅延、若しくは技術者の退職、死亡又は病休など、真にやむを得ない場合であって、発注者が承認した場合は、配置する技術者等を入札参加条件の実績及び資格とも（実績を求めない場合は資格のみを）満たす他の技術者に変更することも可能です。

なお、工事着手日に技術者等が配置できない場合、契約解除となります。

Q3-4 前項による契約解除となった場合、資格停止処分になりますか。

契約解除の理由が受注者の責であった場合は、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく指名停止処分の対象となる場合があります。

Q3-5 既発注工事の主任（監理）技術者の専任期間及び現場代理人の常駐期間は、工期末日、工事完成報告日、目的物引渡日のどれになりますか。

監理技術者制度運用マニュアルによれば「元請が主任（監理）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本」とされていますので、専任期間の終了は工期末日となりますが、工期内に検査が実施された場合は、目的物引渡日が専任期間の終了日となります。

現場代理人の常駐期間は、工事完成報告日までとなります。

Q3-6 余裕期間設定工事であっても、主任（監理）技術者と現場代理人の兼任は可能でしょうか。

余裕期間設定工事であっても、兼任要件を満たせば当該工事や他の工事を問わず兼任可能です。

Q3-7 コリンズはいつまでに登録すれば良いですか。また、登録する工期や技術者情報の従事

期間は、どの期間で登録すればよいですか。

コリンズは、三重県公共工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書に基づき契約後 15 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に登録してください。

また、工期は全体工期で、技術者等の従事期間は実工期で登録し、竣工時登録の際に工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載してください。

4 任意着手方式における工事着手日通知書及び工事着手日にかかるもの

Q4-1 「工事着手日通知書」はどこに提出すればよいですか。

契約書の提出先＝工事発注課へ提出してください。

Q4-2 「工事着手日通知書」の提出は、いつまでに行う必要がありますか。

落札決定日の翌日から起算して3日以内（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年3月28日条例第2号）第2条に規定する休日を除く。以下、「休日」という。）に提出してください。

なお、工事着手日を設定する際、工事着手日及び工事着手日に実工期を加えた日（工期末日）が休日となる設定はできませんのでご注意ください。

Q4-3 工事着手期限日に工事着手することは可能ですか。

可能です。ただし、工事着手期限日を越えることはできません。

Q4-4 工事着手日を工事着手期限日より前の日で通知した場合、契約工期はどのようになりますか。

以下のようになります。

【発注時】

入札日 工期末日(工事着手期限日から250日)
4月10日 2月15日



【契約時】

契約日(工事着手日を通知した日) 工期末日(工事着手日から250日)
4月12日 2月7日



工事着手日
6月1日

∴当初契約工期:4月12日～2月7日

Q4-5 既発注工事の完了日が予定より遅れ、通知済みの工事着手日が遅れることになった等の理由で、工事着手期限日より前であれば工事着手日を変更できますか。

工事着手日の変更は可能です。なお、工事着手日が工事着手期限日より前になる場合、工期末が工事着手日に実工期を加えた日付になるよう、契約工期を変更してください。

Q4-6 前問の場合において、工事着手日を工事着手期限日の翌日としてもよいでしょうか。その場合、工事の完成期限も変更するのでしょうか、それともそもそも契約解除でしょうか。

工事着手日を工事着手期限日の翌日以降に設定することはできません。工事着手期限日までには工事着手できなければ、契約解除となります。

5 契約保証・前金等の支払いについて

Q5-1 契約保証の保証会社との手続きに変更はありますか。

余裕期間設定工事においても契約締結日から工事完成期限までを保証期間とする保証会社もありますが、会社により取扱いが異なる場合もありますので、詳しくは保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q5-2 前金払の請求（支払い）可能時期は、いつからですか（契約締結日以降か、それとも、工事着手日以降か）。

工事着手日以降となります。

Q5-3 中間前金払の支払い要件である「工期の2分の1」の「工期」には余裕期間は含まれますか。

含まれません。

6 その他

Q6-1 余裕期間設定工事の契約時における各種手続きの時期と書類の提出時期を教えてください。

以下のとおりです（★は余裕期間設定工事のみの運用となるものです）。

★工事着手日通知書：落札決定日の翌日から3日以内 ※任意着手方式案件のみ提出

契約書：契約時（★全体工期及び実工期を記載）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する説明資料及び工程表：契約締結前

主任技術者及び現場代理人等通知書（経歴書含む）：契約時（★全体工期及び実工期を記載）

工程表：契約後14日以内（★全体工期及び実工期を記載）

法定福利費を明示した請負代金内訳書：契約後14日以内

コリンズ受注登録：契約後15日以内（土日祝日等を除く）（★入力方法はQ3-7による）

建設業退職金共済制度掛金収納書：★工事着手日まで

前払金請求書：★工事着手日以降

Q6-2 余裕期間中の受注者の連絡相手先はどのようになりますか。

代表連絡先か、当該工事の内容がわかる部署又は担当者を、受注者の連絡窓口としてください。

Q6-3 余裕期間制度は、技術者等の配置に関することのほかに、受注者にとってどのようなメリットがありますか。

余裕期間内については、技術者等の配置を要しないため、現場への資機材搬入や仮設物の設置等、工事の着手はできませんが、労働者の確保や現場に搬入しない建設資材の確保などの事前の準備はできます。

そのため、計画的に工事の施工体制を準備することが可能となるなどのメリットがあります。

Q6-4 余裕期間設定工事となるのは、どのような工事ですか。

原則として以下の条件を満たす工事で、工事発注課が対象とすることを決定した工事となります。余裕期間が設定された工事は、入札公告にその旨を記載します。

【余裕期間設定工事の条件】

- ① 工事着手時期が概ね特定されている工事
- ② 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- ③ 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより年度繰り越しが生じない工事
- ④ 緊急性が無い工事
- ⑤ 予定価格が 500 万円以上の工事